

を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの。

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十号）の規定

（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられた者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの。

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過していない者（第十一号において「暴力団員等」という。）

八 第一条第一項第一号若しくは第三十四条第一項の規定により通関業の許可を取り消された者又は第三十五条第一項の規定により通関業務に従事することを禁止された者であつて、これらの処分を受けた日から二年を経過しないもの。

九 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該处分を受けた日から二年を経過しないもの。

十 法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの。

十一 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

（関連業務）

第七条 通関業者は、通関業務のほか、その関連業務として、通関業者の名称を用いて、他人の依頼に応じ、通関業務に先行し、後続し、その他該業務に関連する業務を行なうことができる。ただし、他の法律においてその業務を行なうことが制限されている事項については、この限りでない。

（営業所の新設）

第八条 通関業者は、通関業務を行う営業所を新たに設けようとするときは、政令で定めるところにより、財務大臣の許可を受けなければならぬ。

二号及び第三号の規定は、前項の許可について準用する。

第九条 認定通関業者（関税法第七十九条第一項の認定を受けた者をいう。）である通関業者は、通関業務を行う営業所を新たに設けようとする場合は、前条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、財務大臣に、その旨を届け出ることができる。

二 前項の届出に係る営業所については、当該届出が受理された時において、前条第一項の許可（許可の消滅）

三 通関業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該通関業の許可は、消滅する。

一 通関業を廃止したとき。

二 死亡した場合で、第十二条の二第二項の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の通知があつたとき。

三 法人が解散したとき。

四 破産手続開始の決定を受けたとき。

五 第一条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当するときは、当該手続については、当該許可を受けていた者（その者が死亡した場合には、その相続人として、法人が合併により消滅した場合における現に進行中の通関手続があるときは、当該手続については、当該許可を受けていた者（その者が死亡した場合には、その相続人として、法人が合併により消滅した場合には、前項の承認をしないものとする。

六 財務大臣は、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により通関業を承継した法人又は通関業を譲り受けた者（次項において「合併後の法人等」という。）は、第十一条第一項第一号又は第三号の規定にかかるず、当該合併により消滅した法人若しくは当該分割をした法人又は当該通関業を譲り渡した者の当該通関業の許可に基づく地位を承継することができる。

七 財務大臣は、合併後の法人等について第五条各号のいずれかに適合しない場合又は第六条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。

八 第十二条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

九 偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したとき。

一〇 第六条第一号、第三号から第七号まで、第十号又は第十一号のいずれかに該当するにつたとき。

二 財務大臣は、前項の規定により通関業の許可の取消しをしようとするときは、第三十九条第一項の審査委員の意見を聽かなければならぬ。

三 第十条第一項の規定により通関業の許可が消滅したとき。

第二節 業務

（通関士の設置）

三 第十条第一項の規定により通関業の許可が消滅したとき。

第十三条 通関業者は、通関業務を適正に行なうため、その通関業務を行う営業所ごとに、政令で定めるところにより、通關士を置かなければならぬ。ただし、当該営業所において取り扱う通關業務に係る貨物が第三条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により一定の種類の貨物のみに限られている場合は、この限りでない。

（通關士の審査等）

三 第十四条 通關業者は、他人の依頼に応じて税関官署に提出する通關書類のうち政令で定めるものの（通關士が通關業務に従事している営業所における通關業務に係るものに限る。）については、通關士にその内容を審査させ、かつ、これに記名せなければならない。

（更正に関する意見の聴取）

三 第十五条 通關業者が他人の依頼に応じて税關官署に對してした納稅の申告について、關稅法第七条の十六第一項又は第三項の規定による更正をすべき場合において、当該更正が、当該申告に係る貨物の關稅率表の適用上の所属又は課稅價格の相違その他の關稅に関する法令の適用上の解釈の相違に基因して、納付すべき關稅の額を増加するものであるときは、税關長は、当該通關業者に対し、当該相違に關し意見を述べる機会を与えないべならない。ただし、当該關稅の額の增加が計算又は転記の誤りその他これに類する客觀的に明らかな誤りに基因するものである場合は、この限りでない。

（検査の通知）

三 第十六条 稅關長は、通關業者の行なう通關手続の他これに準ずる關稅に関する法律の規定に基づく検査で政令で定めるものをさせるとときは、當該通關業者はその從業者の立会いを求める

場合にあつては、政令で定める者は、遲滯なくその旨を財務大臣に届け出なければならない。

一 第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 第六条第一号、第三号から第七号まで、第十号又は第十一号のいずれかに該当するにつたとき。

（許可の承継）

三 第十一条の二 通關業者について相続があつたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により通關業の許可に基づく地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）は、被相続人の当該許可に基づく地位を承継する。

四 前項の規定により通關業の許可を基づく地位を承継した者（次項において「承継人」という。）は、政令で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日以内に、その承継について財務大臣に承認の申請をすることができる。

五 前項の規定により通關業の許可を基づく地位を承継した者（次項において「承継人」といいう。）は、政令で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日以内に、その承継について財務大臣の承認を受けたものとみなして、この法律の規定を適用する。

六 前項の規定により通關業の許可を基づく地位を承継した者（次項において「承継人」といいう。）は、政令で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日以内に、その承継について財務大臣の承認をしないものとする。

七 財務大臣は、承継人について第五条各号のいずれかに適合しない場合又は第六条各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。

八 財務大臣は、承継人について第五条各号のいずれかに該当するときは、当該通關業の許可は、消滅する。

九 財務大臣は、通關業者に係る合併若しくは分割（通關業を承継せるものに限る。）があつた場合又は通關業者が通關業を譲り渡した場合において、当該合併により消滅した場合は、遅滞なくその旨を公告しなければならない。ただし、当該営業所において取り扱う通關業務が第三条第二項（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により一定の種類の貨物のみに限られている場合は、この限りでない。

一〇 財務大臣は、通關業の許可が消滅したときは、当該手続については、当該許可を受けていた者（その者が死亡した場合には、その相続人として、法人が合併により消滅した場合は、譲り渡した者の当該通關業の許可に基づく地位を承継することができる。

一一 財務大臣は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人若しくは分割により通關業を承継するに際しては、当該承認をしようとするときは、当該手續については、当該許可を受けていた者（その者が死亡した場合には、その相続人として、法人が合併により消滅した場合は、譲り渡した者の当該通關業の許可に基づく地位を承継することができる。

一二 財務大臣は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人若しくは分割により通關業を承継するに際しては、当該承認をしようとするときは、当該手續については、当該許可を受けていた者（その者が死亡した場合には、その相続人として、法人が合併により消滅した場合は、譲り渡した者の当該通關業の許可に基づく地位を承継することができる。

一三 財務大臣は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人若しくは分割により通關業を承継するに際しては、当該承認をしようとするときは、当該手續については、当該許可を受けていた者（その者が死亡した場合には、その相続人として、法人が合併により消滅した場合は、譲り渡した者の当該通關業の許可に基づく地位を承継することができる。

一四 財務大臣は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人若しくは分割により通關業を承継するに際しては、当該承認をしようとするときは、当該手續については、当該許可を受けていた者（その者が死亡した場合には、その相続人として、法人が合併により消滅した場合は、譲り渡した者の当該通關業の許可に基づく地位を承継することができる。

一五 第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事項に変更があつたとき。

一六 第六条第一号、第三号から第七号まで、第十号又は第十一号のいずれかに該当するにつたとき。

第三章 通関士

第一節 通関士試験

(合格の取消し等)

(名義貸しの禁止)

ため、その旨を当該通関業者に通知しなければならない。

(名義貸しの禁止)
第十七条 通関業者は、その名義を他人に通関業のため使用させてはならない。

第十八条 通関業者は、通関業務（第七条に規定する関連業務を含む。）の料金の額を営業所において依頼者の見やすいように掲示しなければならない。

(秘密を守る義務)
第十九条 通関業者（法人である場合には、その役員）及び通関士その他の通関業務の従業者は、正当な理由がなくて、通関業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がこれらの人でなくなつた後も、同様とする。

(信用失墜行為の禁止)
第二十条 通関業者（法人である場合には、その役員）及び通關士は、通關業者又は通關士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。（記名等の効力）

第二十一条 通關業者の記名又は第十五条若しくは第十六条の規定による税関長の措置の有無は、これらの条に規定する通關書類又は更正若しくは検査に係る処分の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。（記帳、届出、報告等）

第二十二条 通關業者は、政令で定めるところにより、通關業務（第七条に規定する関連業務を含む。以下この項及び第三項において同じ。）

2 通關業者は、政令で定めるところにより、通關業務の件数、これらについて受け取った料金の額その他通關業務に係る事項を記載した報告書を毎年一回財務大臣に提出しなければならない。

3 通關業者は、政令で定めるところにより、通關士その他の通關業務の従業者（当該通關業者が法人である場合には、通關業務を担当する役員及び通關士その他の通關業務の従業者）の氏名及びその異動を財務大臣に届け出なければならぬ。

2 通關業者は、政令で定めるところにより、通關士その他の通關業務に係る事項を記載した報告書を毎年一回財務大臣に提出しなければならない。

(通關士試験)

(税関長は、不正の手段によつて通關士試験を受け、若しくは受けようとして、又は試験に合格しなければならない。)

第二十三条 通關士になる者には、通關士試験に合格するかどうかを判定するため、次に掲げる科目について行なう。

一 関税法、関税定期法その他の関税に関する法律及び外国為替及び外貨貿易法（同法第六章に係る部分に限る。）

二 通關書類の作成要領その他通關手続の実務（同法第六章に係る部分に限る。）

三 通關業法（試験科目の一部免除）

二四條 次の各号の一に該当する者に対して当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

一 通關業者の通關業務又は官庁における関税事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して十五年以上になる者 前条第二項第一号及び第二号に掲げる科目

二 通關業者の通關業務又は官庁における通關業務で政令で定めるものに従事した期間が通算して五年以上になる者 前条第二項第二号に掲げる科目

二五條 通關士試験に合格した者は、どの税関の管轄区域内においても、通關士となる資格を有する。

二六條 通關士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納めなければならない。

二七條 前項の規定により納付した受験手数料は、通關士試験を受けなかつた場合においても、還付しない。

(通關士となる資格)
第二十七条 通關士試験に合格した者は、どの税關の管轄区域内においても、通關士となる資格を有する。

(受験手数料)
第二十八条 通關士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納めなければならない。

二九條 前項の規定により納付した受験手数料は、通關士試験を受けなかつた場合においても、還付しない。

(試験の執行等)
第二十九条 通關士試験は、毎年一回以上、財務大臣が決定する問題により、各税關長が行なう。ただし、試験の採点は、次条第一項の試験委員が行なう。

(試験委員)
第三十条 この節に定めるもののほか、通關士試験の受験の手続その他の通關士試験に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(確認)
第三十一条 通關業者は、通關士試験に合格した者を通關士という名前を用いてその通關業務に従事させようとするときは、その者の氏名、通關業務に従事させようとする営業所の名称その他の政令で定める事項を財務大臣に届け出て、そ

の者が次項の規定に該当しないことの確認を受けなければならない。

二 次の各号のいずれかに該当する者は、通關士となることができない。

一 第六条第一号から第九号までのいずれかに該当する者

二 第六条第四号イに掲げる法律の規定に該当する違反行為をした者であつて、当該違反行為があつた日から二年を経過しないもの

三 次に該当する者であつて、それぞれの停止の期間が経過しないもの

イ 第三十四条第一項の規定により通關業務の停止の处分を受けた者（当該处分の基因となつた違反行為をした者を含む。）

ロ 第三十五条第一項の規定により通關業務に従事することを停止された者

(通關士の資格の喪失)
第三十二条 通關士は、次の各号のいずれかに該当するときは、通關士でなくなるものとする。

一 前条第一項の確認を受けた通關業者の通關業務に従事しないこととなつたとき。

二 第六条第一号から第九号までのいずれかに該当するに至つたとき。

三 第二十九条第一項の規定により通關士試験の合格の決定が取り消されたとき。

(通關士に対する懲戒処分)
第三十三条 通關士（前条第一号の規定に該当し、第二十二条第二項の規定による異動の届出がない者を含む。）は、その名義を他人に通關業務のため使用させてはならない。

(業務改善命令)

(通關業者等の責任)

第三十四条 財務大臣は、通關業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その通關業者に対する監督処分を科すことができる。

第三十五条 財務大臣は、前項の規定による処分をしたときは、遲滞なくその旨を公告しなければならない。

第三十六条 何人も、通關業者又は通關士に第三十四条第一項又は前条第一項に該当する事実が認められたことが判明したとき。

第三十七条 通關業者は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

附 則（平成一九年六月二〇日法律第九
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。
附 則（平成二一年三月三一日法律第一
（施行期日）
四号抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第二条の規定（関税法第六十九条の十一の改正規定を除く。）及び附則第五条の規定
平成二十一年七月一日
附 則（平成二六年六月一三日法律第六
九号抄
（施行期日）
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。
（経過措置の原則）
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
（訴訟に関する経過措置）
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。
2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え

3 不服申立てに対する行政訴訟の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定めることとする。

附 則 (平成二八年三月三一日法律第六号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中関税法第八十九条第二項の改正規定、同法第九十一条の改正規定及び同法第十九条の改正規定並びに第六条中通関業法第一次の改正規定及び同法第四十条の次に一条を加える改正規定、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日

二 及び三 略

四 第三条中関税法目次の改正規定(「第六条の二」を「第六条の三」に改める部分及び「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に改める部分を除く。)、同法第四条第一項第五号の三の改正規定、同法第七条の二第二項の改正規定、同法第九条の二第一項の改正規定、同法第三十条第一項第五号の改正規定、同法第四十三条の三第三項の改正規定、同法第四十三条の四に一項を加える改正規定、同法第六十二条の七の改正規定、同法第六十二条の十五の改正規定(「許可の要件」を削る部分を除く。)、同法第六十七条の二の改正規定、同法第六十七条の三の改正規定、同法第六章第二節の次に一節を加える改正規定、同法第六十八条の次に一条を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十

(施行期日)
第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日